

(照会先)
社会保険業務センター
企画調整課 嶋崎、佐野
電話直通 5344-1109

平成18年10月11日
社 会 保 險 厅

介護保険料の特別徴収の対象者拡大に伴う給付誤り

1 事業の概要

65歳以上の年金受給者の方にかかる介護保険料については、これまで受けておられる年金が老齢年金及び退職年金である場合に、年金から天引き(特別徴収)してきたが、介護保険法の改正で本年10月より、新たに障害年金及び遺族年金を受給する方についても特別徴収の対象として拡大されたところである。

今般、10月定期支払分(10月13日)より、新たに特別徴収の対象となった船員保険の職務上障害年金及び職務上遺族年金を受給する方について、介護保険料を特別徴収する前の金額で支払われていることが内部の調査で判明した。

2 原 因

本年10月に実施した「介護保険料の特別徴収の対象者拡大に伴うシステム開発」において、船員保険に係るプログラムの修正を漏らしたことによる。
責任所在については、調査中。

3 対象者数等

対 象 者 数 15名
徴収漏れの総額 約11万円(1件当たり約7千円)

4 対 応

- (1) 対象者の方には、個別にお詫びの手紙を送付するとともに、平成18年12月定期支払期(12月15日)に調整させていただく。
- (2) プログラム修正については、早急に対応する。